

## 顧客勧誘一覧表

【凡例】○：認められる，×：認められない

顧客番号	顧客氏名	被告らの主張	原告らの主張	顧客陳述	その他 の証拠	当裁判所の判断		顧客情報使用	信用毀損
						事実認定			
1	S 1	顧客から担当者だった被告Aの携帯電話に連絡があった。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙7	乙62p28~30	担当者だった被告Aは、平成20年7月末ころ、携帯電話に顧客の携帯電話から連絡を受け、原告ネクストを退職した旨を伝えた。被告Aは、同年11月下旬、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月16日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙7, 10, 62)	×	×	
2	S 2	担当者だった被告Aは、NTT番号案内で調べて自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙21	乙62p30・31	担当者だった被告Aは、平成20年11月20日ころ、NTT番号案内で調べた顧客の自宅電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月16日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 21, 62)	○	×	
3	S 3	担当者だった被告Bは、インターネットで勤務先の豊橋技術科学大学を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙22	甲65p1・2, 乙17-2, 63p11~13	担当者だった被告Bは、平成20年11月ころ、インターネットで顧客の勤務先の豊橋技術科学大学を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月15日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 17-2, 22, 63)	○	×	
4	S 4	担当者だった被告Aは、インターネットでS 5の勤務先の金沢大学を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	—	甲62p3, 63p1~3, 乙15-2, 17-3, 62p6~7・31~	担当者だった被告Aは、平成20年12月上旬、インターネットでS 5の勤務先の金沢大学を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、両顧客は、同月14日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙17-3, 44, 62)	○	×	
5	S 5	—	—	乙44	—	—	—	○	×
6	S 6	顧客から担当者だった被告Bの携帯電話に連絡があった。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙23	乙63p13・14	担当者だった被告Bは、平成20年9月ころ、携帯電話に顧客が株式会社東亜住建で購入した投資用マンションの家賃が送金されなくなった件で顧客から連絡を受け、原告ネクストを退職した旨を伝えた。被告Bは、その後、上記相談に対応するとともに、被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月14日と平成21年4月1日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、各解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 23, 63)	×	×	
7	S 7	担当者を補助していた被告Bは、インターネットで勤務先の神戸博愛病院を検索して電話連絡した。顧客から今忙しく後で連絡するよう求められて携帯電話を教えてもらったため、数日後に携帯電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Bは、平成20年10月、携帯電話に連絡した上で、本件書面を送付するとともに、同月末、原告らのやり方では長続きせず、原告ネクストが倒産すれば、原告コミュニティも連鎖倒産する旨告知した。	甲37	乙17-4, 56, 63p14~16, 被告Bp15・16・29・30・35・36	担当者のJを補助していた被告Bは、平成20年11月ころ、インターネットで顧客の勤務先の神戸博愛病院を検索して電話連絡した。顧客から今忙しく後で連絡するよう求められて携帯電話番号を教えてもらったため、被告Bは、再度、携帯電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことを告げた上で、本件書面や会社案内を送付し、大手建設業者や不動産業者の倒産が相次いでいるから、原告らも例外ではなく、原告ネクストが倒産すれば、原告コミュニティも連鎖倒産することを告げた上で、被告レントレックスのサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月13日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(甲8-1, 37, 乙10, 17-4, 63, 被告B本人)	○	○	
8	S 8	担当者だった被告Bは、私的に教えてもらった携帯電話に連絡した。	—	—	乙17-1, 63p16~18	担当者だった被告Bは、平成20年末ころ、原告ネクスト在職中に教えてもらって携帯電話に登録していた顧客の携帯電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月19日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙63)	○	×	
9	S 9	顧客から担当者だった被告Bの携帯電話に連絡があった。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙42	乙63p18・19	担当者だった被告Bは、平成20年11月ころ、携帯電話に顧客の携帯電話から連絡を受け、原告ネクストを退職した旨を伝えた。被告Bは、同月中旬ころ、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月20日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 42, 63)	×	×	
10	S 10	担当者を補助していた被告Aは、私的に教えてもらった自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙24, 50	乙62p33~35	担当者のKを補助していた被告Aは、平成20年8月ころ、原告ネクスト在職中に教えてもらって携帯電話に登録していた顧客の自宅電話に連絡し、原告ネクストを退職した旨を伝えた。被告Aは、同年12月、再び顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年2月23日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 24, 62)	○	×	

顧客番号	顧客氏名	被告らの主張	原告らの主張	顧客陳述	その他 の証拠	当裁判所の判断		顧客情報使用	信用毀損
						事実認定			
11	S 11	顧客から担当者だった被告Aの携帯電話に連絡があった。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙25	乙62p3 5・36, 被告A p1 0・11	担当者だった被告Aは、平成20年8月ころ、携帯電話に顧客の携帯電話から連絡を受け、原告ネクストを退職した旨を伝えた。被告Aは、同年11月中旬、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月20日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 25, 62)	×	×	
12	S 12	担当者だった被告Aは、インターネットで勤務先の山梨大学を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Aは、顧客に電話連絡し、原告らは不良債権がたくさんあり、経営状態が良くない旨告知した。	乙26・5 5	甲36-1 —1, 乙1 7-5, 6 2p36~ 39	担当者だった被告Aは、平成20年11月下旬、インターネットで顧客の勤務先の山梨大学を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月15日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 17-5, 26, 55, 62)	○	×	
13	S 13	担当者だった被告Aは、NTT番号案内で調べて自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	—	乙62p3 9・40	担当者だった被告Aは、平成20年7月中旬ころ、NTT番号案内で調べた顧客らの自宅電話に連絡し、原告ネクストを退職した旨を伝えた。被告Aは、同年11月下旬ころ、再び顧客らの自宅電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客らは、同年12月20日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 27, 62)	○	×	
14	S 14	—	—	乙27	—	—	—	○	×
15	S 15	面識がなかったが、被告Aは、元同僚のDからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容を説明した。	—	—	乙5p4, 16-3, 18-1· 2, 62p 54·55	面識がなかったが、被告Aは、平成20年末、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月18日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙5, 16-3, 62)	○	×	
16	S 16	担当者だった被告Aは、インターネットで勤務先の新潟大学を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Aは、平成20年12月初旬、電話連絡し、原告らの経営状況が良くない旨告知した。	—	甲35, 3 6-2- 1, 乙15 -3, 17 -6, 62 p40~4 2	担当者だった被告Aは、平成20年12月初旬、インターネットで勤務先の新潟大学を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年22日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙17-6, 62)  被告Aが顧客に対して原告らの経営状況が良くない旨告知した事実は、これを認めるに足りる証拠がない。	○	×	
17	S 17	担当者だった被告Bは、インターネットで勤務先の青森大学を検索して電話連絡した。	—	—	乙17- 7, 63p 19·20	担当者だった被告Bは、平成20年末、インターネットで顧客の勤務先の青森大学を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月21日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙17-7, 63)	○	×	
18	S 18	担当者だった被告Bは、インターネットで勤務先の詫間電波工業高等専門学校を検索して電話連絡した。	—	—	乙17- 8, 63p 20·21	担当者だった被告Bは、平成20年末、インターネットで顧客の勤務先の詫間電波工業高等専門学校を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月22日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙17-8, 63)	○	×	
19	S 19	担当者だった被告Bは、インターネットで勤務先の広島商船高等専門学校を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙28	乙17- 9, 63p 21·22	担当者だった被告Bは、平成20年11月ころ、インターネットで顧客の勤務先の広島商船高等専門学校を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月16日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙17-9, 28, 63)	○	×	
20	S 20	面識がなかったが、被告Aは、名簿業者から入手した名簿を基に、勤務先の陸上自衛隊恵庭駐屯地に電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容を説明した。	—	—	乙62p5 6·57	面識がなかったが、被告Aは、平成20年末、名簿業者から入手した名簿で顧客の勤務先の陸上自衛隊恵庭駐屯地に電話連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月23日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙62)	×	×	
21	S 21	顧客から担当者だった被告Aの携帯電話に連絡があった。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙8- 1	乙62p4 2·43	担当者だった被告Aは、平成20年9月下旬ころ、携帯電話に顧客から連絡を受け、原告ネクストを退職した旨を伝えた。被告Aは、同年11月下旬にも、携帯電話に顧客から連絡を受けたことから、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月22日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙8-1, 10, 62)	×	×	

顧客番号	顧客氏名	被告らの主張	原告らの主張	顧客陳述	その他 の証拠	当裁判所の判断		顧客情報使用	信用毀損
						事実認定			
22	S 22	担当者だった被告Aは、知人で顧客を紹介してくれた人に連絡し、その際に同人から教えてもらった顧客の携帯電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容を説明した。	-	-	乙62p4 3・44	担当者だった被告Aは、平成20年9月ころ、知人で顧客を紹介してくれた人に電話連絡し、原告ネクストを退職した旨を伝えると、今後も顧客の力になってほしいとして、顧客の携帯電話番号を教えてもらった。被告Aは、同年11月ころ、顧客の携帯電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年1月5日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙62)	×	×	
23	S 23	面識がなかったが、被告Aは、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容を説明した。	-	-	乙17- 1, 61, 62p5 7・58	面識がなかったが、被告Aは、平成20年11月ころ、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスのサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月26日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙62)	○	×	
24	S 24	担当者だった被告Aは、インターネットで勤務先の山口大学を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙45	乙17-1 0, 62p 44・45	担当者だった被告Aは、平成20年11月下旬、インターネットで顧客の勤務先の山口大学を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月24日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 17-10, 45, 62)	○	×	
25	S 25	担当者を補助していた被告Bは、インターネットで勤務先の石鳥谷町商工会議所を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙29	甲65p 2, 乙15 -4, 17 -11, 6 3p23・ 24	担当者のMを補助していた被告Bは、平成20年11月ころ、インターネットで顧客の勤務先の石鳥谷町商工会議所を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年1月1日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 17-11, 29, 63)	○	×	
26	S 26	面識がなかったが、被告Aは、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、勤務先の岐阜県立看護大学に電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Aは、平成20年12月下旬に勤務先に電話した後、同月27日、面談し、原告らに倒産リスクがある旨告知した。	-	甲36-3 -1, 64 p6~8, 乙5p4, 16-4, 17-1, 62p58 ~61	面識がなかったが、被告Aは、平成20年12月22日、Dからもらった登記事項要約書に記入された電話番号を基に、顧客の勤務先である岐阜県立看護大学に電話連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同月27日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙5, 10, 16-4, 62)  被告Aが顧客に対して原告らに倒産リスクがある旨告知した事実は、これを認めるに足りる証拠がない。	○	×	
27	S 27	担当者を補助していた被告Bは、私的に教えてもらった携帯電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙30	甲65p 2・3, 乙 63p2 4・25	担当者のMを補助していた被告Bは、平成20年11月ころ、原告ネクスト在職中に教えてもらって携帯電話に登録していた顧客の携帯電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年1月24日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(甲65, 乙10, 30, 63)	○	×	
28	S 28	面識がなかったが、被告Aは、元同僚のEの紹介で、携帯電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Aは、平成20年12月下旬、携帯電話に連絡した上で、本件書面を送付するとともに、原告ネクストが債務超過で危険な状態である旨告知した。	甲13	甲62p 3・4, 乙 62p61 ~64	面識がなかったが、被告Aは、元同僚のEの紹介で、遅くとも平成20年12月下旬、顧客の携帯電話に連絡した上で、本件書面を送付し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容、原告ネクストは銀行からの借入れが多く、債務超過で危険な状態であることを説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年1月12日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(甲13, 乙62)	○	○	
29	S 29	面識がなかったが、被告Aは、元同僚のFの紹介で、自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Aは、平成21年1月中旬、自宅電話に連絡した上で、原告ネクストが大量の在庫を抱えて資金繰りがつかず、中古マンションの買取りもできず、倒産する可能性があり、原告コミュニティも連鎖倒産するおそれがある旨告知した。	甲1 0, 5 8, 証 人S 2 9	乙62p6 4~66, 被告A p1	面識がなかったが、被告Aは、元同僚のFの紹介で、平成21年1月中旬、顧客の自宅電話に連絡した上で、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容、原告ネクストは、新築マンションが売れずに大量の在庫を抱えている上、中古マンションの買取りもできなくなっているため、倒産する可能性が高いこと、原告ネクストが倒産すれば、原告コミュニティも連鎖倒産すること、原告らが最近テレビコマーシャルを流さなくなったのは経営状況が悪化したからであることを会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同月20日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(甲10, 58, 乙10, 62, 証人S 29)	○	○	
30	S 30	面識がなかったが、被告Aは、Fの紹介で、電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙46	乙62p6 6・67	面識がなかったが、被告Aは、Fの紹介で、平成20年末ころ、顧客に電話連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年1月7日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 46, 62)	○	×	

顧客番号	顧客氏名	被告らの主張	原告らの主張	顧客陳述	その他 の証拠	当裁判所の判断		顧客情報使用	信用毀損
						事実認定			
31	S 3 1	面識がなかったが、被告Bは、名簿業者から入手した名簿を基に、自宅電話に連絡した。	—	—	乙63p3 8・39	面識がなかったが、被告Bは、平成20年末ころ、名簿業者から入手した名簿を基に、顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスのサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年1月13日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 63)	×	×	
32	S 3 2	面識がなかったが、被告Aは、Eの紹介で、自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	—	乙62p6 7・68	面識がなかったが、被告Aは、Eの紹介で、平成20年12月初旬、顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客らは、平成21年1月18日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 31, 62)	○	×	
33	S 3 3	—	—	乙31	—	—	—	○	×
34	S 3 4	面識がなかったが、被告Aは、元同僚のGの紹介で、勤務先の香川大学に電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙47, 証人S 3 4	甲86, 87, 乙54, 57-1・2, 62p68・69, 被告A p11・	具体的な面識はなかったが、被告Aは、元同僚のGの紹介で、平成21年1月上旬、顧客の勤務先の香川大学に電話連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同月23日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(甲87, 乙10, 47, 54, 57-1, 62, 証人S 3 4, 被告A本人)	○	×	
35	S 3 5	面識がなかったが、被告Aは、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、自宅電話に連絡した。	—	—	乙5p5, 16-5, 62p69・70	面識がなかったが、被告Aは、平成21年1月上旬、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同月26日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙5, 10, 16-5, 62)	○	×	
36	S 3 6	面識がなかったが、被告Aは、Eの紹介で、携帯電話に連絡した。	—	—	乙62p70・71	面識がなかったが、被告Aは、Eの紹介で、平成20年12月中旬、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年1月21日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 62)	○	×	
37	S 3 7	担当者を補助していた被告Bは、インターネットで勤務先の熊本大学を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙32	乙17-12, 63p25・26	担当者Nを補助していた被告Bは、平成20年11月ころ、インターネットで顧客の勤務先の熊本大学を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年1月12日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 17-12, 32, 63)	○	×	
38	S 3 8	—	—	—	乙5p3, 11, 16-6, 62p71~74	面識がなかったが、被告Aは、平成21年1月9日ころ、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を説明するとともに、本件書面や会社案内を送付した。被告Aは、同月14日にも、顧客の自宅電話に連絡し、原告ネクストの経営が危なく、同原告が倒産すれば、原告コミュニティにも影響する旨告げて勧誘した。これにより、顧客は、同月25日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(甲12, 乙5, 10, 11, 16-6, 62)	○	○	
39	S 3 9	面識がなかったが、被告Aは、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、電話連絡した上で、本件書面を送付するとともに、同月14日、原告ネクストの経営が危なく、同原告が倒産すれば、原告コミュニティにも影響する旨告知した。	被告Aは、平成21年1月9日	甲12	—	—	○	○	
40	S 4 0	面識がなかったが、被告Aは、Eの紹介で、携帯電話に連絡した。	—	—	乙62p74	面識がなかったが、被告Aは、Eの紹介で、平成20年11月下旬、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年2月9日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙62)	○	×	
41	S 4 1	顧客から担当者を補助していた被告Aの携帯電話に連絡があった。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙33	乙62p45~47	担当者のOを補助していた被告Aは、平成20年8月ころ、携帯電話に顧客の携帯電話から連絡を受け、原告ネクストを退職した旨を伝えたが、顧客から今後も相談に応じるよう求められ、顧客の自宅電話を教えてもらった。被告Aは、同年12月下旬ころ、顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年2月13日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 33, 62)	×	×	
42	S 4 2	顧客から担当者だった被告Aの携帯電話に連絡があった。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	—	乙48	乙6-1, 62p47~49	担当者だった被告Aは、平成20年8月ころ、携帯電話に顧客から連絡を受け、原告ネクストを退職した旨を伝えたが、今後も相談に応じる旨述べたため、顧客の携帯電話を教えてもらった。被告Aは、同年12月下旬ころ、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年2月8日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 48, 62)	×	×	

顧客番号	顧客氏名	被告らの主張	原告らの主張	顧客陳述	その他の証拠	当裁判所の判断		顧客情報使用	信用毀損
						事実認定			
43	S 4 3	担当者だった被告Aは、NTT番号案内で調べた自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙 4 9	乙 6 2 p 4 9・5 0	担当者だった被告Aは、平成20年8月、NTT番号案内で調べた顧客の自宅電話に連絡し、原告ネクストを退職した旨を伝えるとともに、再会の約束をして、顧客の携帯電話を知った。被告Aは、同年12月ころ、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年2月8日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙49, 62) 被告Aが平成20年8月に顧客の自宅電話に連絡したのは、営業活動のための連絡とはいせず、営業秘密の使用とは認められない。	X	X	
44	S 4 4	面識がなかったが、被告Aは、Dの紹介で、携帯電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Aは、平成21年1月18日、携帯電話に連絡した上で、本件書面を送付するとともに、その数日後、再度電話連絡し、原告ネクストが大量の在庫を抱えて資金繰りがつかず、中古マンションの買取りもできない債務超過であること、複数の社員が退職していることを告知	甲 9, 5 6, 証人S 4 4	乙 5 p 3 · 4, 1 6 - 7, 6 2 p 7 4 ~ 7 6, 被告A p 5 1 ~ 5 3	面識がなかったが、被告Aは、Dの紹介で、平成21年1月18日、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや最近は大手不動産会社が相次いで倒産しているから、原告らも例外とはいせず、退職したこと、原告コミュニティが倒産すると、家賃の送金や敷金の返還がされなくなることを告げるとともに、本件書面や会社案内を送付した。被告Aは、同月下旬にも、顧客の携帯電話に連絡し、原告ネクストが大量の在庫を抱えて債務超過の状態である旨告げるとともに、被告レントレックスのサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年2月5日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(甲9, 5 6, 乙5, 1 0, 6 2, 証人S 4 4)	O	O	
45	S 4 5	面識がなかったが、被告Aは、Dの紹介で、携帯電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙 3 4, 証 人S 4 5	乙 5 p 4, 1 6 - 8, 6 2 p 7 6 ~ 7 9	面識がなかったが、被告Aは、Dの紹介で、平成20年12月中旬、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年2月4日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙5, 1 0, 1 6 - 8, 3 4, 6 2, 証人S 4 5)	O	X	
46	S 4 6	面識がなかったが、元同僚のHの紹介で、携帯電話に連絡した。	-	-	乙 6 2 p 7 9 · 8 0	面識がなかったが、被告Aは、元同僚のHの紹介で、平成20年末ころ、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年1月12日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 6 2)	O	X	
47	S 4 7	担当者を補助していた被告Bは、インターネットで勤務先の水戸済生会総合病院を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙 4 3	乙 1 7 - 1 3, 6 3 p 2 6 · 2 7	担当者のPを補助していた被告Bは、平成20年11月ころ、インターネットで顧客の勤務先の水戸済生会総合病院を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年2月5日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙17-13, 4 3, 6 3)	O	X	
48	S 4 8	顧客から担当者を補助していた被告Bの携帯電話に連絡があった。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙 3 5	乙 6 3 p 2 8	担当者のNを補助していた被告Bは、平成20年11月ころ、携帯電話に顧客の携帯電話から連絡を受け、原告ネクストを退職した旨を伝えた。被告Bは、同年12月ころ、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同月24日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 3 5, 6 3)	X	X	
49	S 4 9 A, S 4 9 B	担当者だった被告Bは、NTT番号案内で調べた自宅電話に連絡した。	-	-	甲 6 5 p 3, 乙 1 7 - 1, 6 3 p 2 9 · 3 0	担当者だった被告Bは、平成20年末ころ、NTT番号案内で調べた顧客らの自宅電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したこと、同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客らは、平成21年1月4日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙6 3)	O	X	
50	S 5 0	面識なかったが、被告Bは、同AがDからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙 3 6 - 1	乙 1 6 - 2, 3 6 - 2 · 3, 6 3 p 3 9 · 4 0	面識がなかったが、被告Bは、平成20年12月中旬、被告AがDからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスのサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。被告Bは、平成21年2月11日にも、被告レントレックスを訪ねた顧客に説明して勧誘したことにより、顧客は、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 1 6 - 2, 3 6 - 1 · 2, 6 3)	O	X	
51	S 5 1	顧客から担当者だった被告Aの携帯電話に連絡があった。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙 3 7	乙 6 2 p 5 0 ~ 5 3	担当者だった被告Aは、平成20年9月ころ、携帯電話に顧客の携帯電話から連絡を受け、原告ネクストを退職した旨を伝えた。被告Aは、同年11月下旬、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年2月10日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 3 7, 6 2)	X	X	

顧客番号	顧客氏名	被告らの主張	原告らの主張	顧客陳述	その他 の証拠	当裁判所の判断		顧客情報使用	信用毀損
						事実認定			
52	S 52	担当者だった被告Aは、NTT番号案内で調べて自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙38	乙62p5 3・54	担当者だった被告Aは、平成20年8月上旬ころ、NTT番号案内で調べた顧客の自宅電話に連絡し、原告ネクストを退職したが、今後も相談に乗る旨伝えたため、顧客の携帯電話を教えてもらった。被告Aは、同年12月、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、平成21年2月20日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 38, 62)	○	×	
53	S 53	面識がなかったが、被告Aは、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、自宅電話に連絡した上で、原告ネクストが多く在庫を抱えて資金繰りが厳しくなり、中古マンションの仕入れもできず、倒産のおそれがある旨告知した。	被告Aは、平成20年12月下旬、自宅電話に連絡した上で、原告ネクストが多く在庫を抱えて資金繰りが厳しくなり、中古マンションの仕入れもできず、倒産のおそれがある旨告知した。	甲11	甲61p 5・6, 乙 5p5, 1 5-3, 1 6-9, 6 2p80～ 82, 被告 Ap12	面識がなかったが、被告Aは、平成20年12月下旬、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、顧客らの自宅電話に連絡し、最近は大手不動産会社が何社も倒産しているから、原告ネクストも例外とはいえず、退職して被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を説明するとともに、本件書面や会社案内を送付した。被告Aは、平成21年1月20日にも、顧客らに電話連絡し、原告ネクストが多く在庫を抱えて中古マンションの仕入れもできない状態である旨告げて勧誘した。これにより、顧客らは、同年2月15日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(甲8-1・2, 11, 61, 乙5, 10, 16-9, 62)	○	○	
54	S 54	面識がなかったが、被告Aは、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、勤務先の奈良先端科学技術大学院大学に連絡した。	-	乙5p3, 16-1 0, 62p 82・83	面識がなかったが、被告Aは、平成21年1月30日、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、顧客の勤務先の奈良先端科学技術大学院大学に電話連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年2月14日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙5, 10, 16-10, 62)	○	×		
55	S 55	面識がなかったが、被告Aは、Dからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、勤務先の奈良先端科学技術大学院大学に連絡した。	-	乙52, 6 0-1, 6 3p40	面識がなかったが、被告Bは、平成21年初めころ、被告AがDからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスのサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年2月15日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙52, 60-1, 63)	○	×		
56	S 56	面識がなかったが、被告Bは、同AがDからもらった登記事項要約書に記入されていた電話番号を基に、自宅電話に連絡した。	-	乙39	乙62p8 3・84	面識がなかったが、被告Aは、元同僚のIの紹介で、平成21年2月上旬、顧客の携帯電話に連絡し、被告レントレックスを設立したことや同被告のサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。同月26日にも、上京した顧客と面談して勧誘したことにより、顧客は、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 39, 62)	○	×	
57	S 57	面識がなかったが、被告Aは、元同僚のIの紹介で、携帯電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙40	乙60- 2, 63p 40・41	面識がなかったが、被告Bは、平成21年2月上旬、不動産登記簿謄本とNTT番号案内で調べた顧客の自宅電話に連絡し、被告レントレックスのサービス内容を会社案内と共に説明して勧誘した。これにより、顧客は、同月25日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙10, 40, 60-2, 63)	×	×	
58	S 58	面識がなかったが、被告Bは、名簿業者から入手した名簿又は不動産登記簿謄本・NTT番号案内を基に、自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	-	乙17- 1・14, 59-1・ 2, 63p 30～32	担当者のPを補助していた被告Bは、平成20年末ころ、インターネットでS59の勤務先の信州大学を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、S59は平成21年2月9日に、S60は同月12日に、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスにそれぞれ変更することとし、各解約届を作成して同被告に提出した。(乙17-14, 59-1, 63)	○	×		
59	S 59	担当者を補助していた被告Bは、インターネットでS59の勤務先の信州大学を検索して電話連絡した。	-	乙41	乙63p3 2・33	担当者のQを補助していた被告Bは、平成20年11月下旬、原告ネクスト在職中に教えてもらった顧客の携帯電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月25日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙41, 63)	○	×	
60	S 60	担当者を補助していた被告Bは、私的に教えてもらった携帯電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Bは、原告らが赤字決算であり、つぶれる旨告知した。	乙53	甲35, 6 5p3, 乙 63p3 3・34	担当者のRを補助していた被告Bは、平成20年11月下旬、NTT番号案内で調べた顧客の自宅電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月25日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙53, 63)	○	×	
61	S 61						○	×	
62	S 62	担当者を補助していた被告Bは、NTT番号案内で調べて自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Bは、原告らが赤字決算であり、つぶれる旨告知した。	乙53	甲35, 6 5p3, 乙 63p3 3・34	担当者のRを補助していた被告Bは、平成20年11月下旬、NTT番号案内で調べた顧客の自宅電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや同被告のサービス内容を説明して勧誘した。これにより、顧客は、同年12月25日、賃貸管理の委託先を原告コミュニティから被告レントレックスに変更することとし、解約届を作成して同被告に提出した。(乙53, 63)	○	×	

顧客番号	顧客氏名	被告らの主張	原告らの主張	顧客陳述	その他 の証拠	当裁判所の判断		顧客情報使用	信用毀損
						事実認定			
63	S 6 3	担当者だった被告Bは、インターネットで勤務先の会津大学短期大学を検索して電話連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。被告Bは、原告ネクストで買取りができなくなっていることを告げたが、不動産市況の低迷により、原告ネクストの提示する買取価格が低下し、買取りが困難になっていることを説明したにすぎない。	被告Bは、平成20年10月29日、電話連絡し、原告ネクストで買取りができなくなっている旨告知した。	甲6	乙17-1 5, 63 p 34・3 5, 被告B p13・1 4・30・ 31	担当者だった被告Bは、平成20年10月29日、インターネットで顧客の勤務先の会津大学短期大学を検索して電話連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや、サブプライム問題等で中古市場が回らなくなり、原告ネクストでは買取りができなくなっていること、被告レントレックスのサービス内容を説明して勧誘した。(甲6, 乙17-1 5, 63)。 前記認定事実だけでは、原告らの営業上の信用が害されたとは認め難く、他に被告らが顧客に対して原告らの営業上の信用を害する事実を告知したことを認めるに足りる証拠はない。		○	×
64	S 6 4	面識がなかったが、被告Bは、名簿業者から入手した名簿を基に、自宅電話に連絡した。被告レントレックスのサービス内容は説明したが、原告らの営業上の信用を害する事実は告知していない。	被告Bは、平成21年9月14日、電話連絡し、原告らがアフターケアを行わず、多くのオーナーから訴えられている旨告知した。	甲23	乙15- 5, 63 p 41・4 2, 被告B p14・1 5・28・	面識がなかったが、被告Bは、平成21年9月14日、名簿業者から入手した名簿を基に、顧客の自宅電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことや、原告らがアフターケアを行わず、多くのオーナーから訴えられていること、被告レントレックスのサービス内容を説明して勧誘した(甲23, 乙15-5, 63)。		×	○
65	S 6 5	担当者だった被告Bは、インターネットで勤務先の愛知工業大学を検索して電話連絡した。原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したことに伴うあいさつと原告ネクストの物件購入に関する助言は行ったが、被告レントレックスのサービス内容を説明して勧誘したり、原告らが倒産するなどと、原告らの営業上の信用を害する事実を告知したりしていない。	被告Bは、平成20年11月末ころ、携帯電話に連絡し、被告レントレックスのサービス内容を説明して勧誘したり、原告ネクストが大量の在庫を抱えている上、債務超過状態に陥り、中古の買取りもできなくなっていること、原告コミュニティも敷金を流用しており、原告らは近々つぶれること、原告らは宗教集団と同じであり、社員は洗脳していることを告知したりした。	甲5 7, 証人S 6 5	甲35, 6 5 p 3~ 5, 乙63 p 35~3 8, 被告B p16~2 0・26~ 28・3 6・37	担当者だった被告Bは、平成20年11月末、顧客の携帯電話に連絡し、原告ネクストを退職して被告レントレックスに入社したこと、顧客が買い増しを検討していたグランド・ガーラ横濱万世町は、その建設会社であるオリエンタル白石株式会社が会社更生手続を申し立てた上、売れておらず、購入しない方がよいこと、原告ネクストは、大量の在庫を抱えてたたき売っており、中古の買取りもできなくなっている上、原告コミュニティも、敷金に手を着けたり家賃の送金も遅れたりしており、近々つぶれるおそれがあることを告げた上で、被告レントレックスのサービス内容を説明して勧誘した(甲35, 57, 65, 乙63, 証人S 6 5, 被告B本人)。		○	○